

お客様各位

公益社団法人  
杉並区シルバー人材センター  
会長 本山 徳裕  
(印章省略)

## 就業における熱中症対策のルールについて（お願い）

日頃から当センターの円滑な事業運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年6月1日より労働安全衛生規則の一部が改正され、「安全はすべてに優先する」理念のセンターにおいても本改正に準じた熱中症対策のルールを定めています。

つきましては、契約書等の裏面にもございます通り、センターで受託するすべての屋外作業および条件に当てはまる屋内作業について、以下のルールを適用させていただきます。

今夏も気象庁より「高温傾向」の見通しが示されています。お客様におかれましては、高齢者が就業するというシルバー人材センターの特性をご理解いただき、何卒ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

<b>新たなルール</b>	
<b>※ 気温・室温が31度以上の環境下では ※</b>	
または、暑さ指数（WBGT）が28以上の環境下では	
1	同環境下での就業時間を「上限5時間/日」とします。
2	同環境下での就業中、1時間に1回は、小休憩を取らせていただきます。
3	同環境下での就業時間を「上限80時間/月」とさせていただきます。

また、このほかにも

- 4 熱中症警戒アラート発出時の就業延期
  - 5 高温時作業の就業時間短縮、分散（1日作業を2日に分ける等）
  - 6 複数人での作業（1日作業を2人で半日ずつの作業とする等）
- 等を個別にお願いすることもございます、あらかじめご了承ください。